飯塚市公告第17号

飯塚市くらしの便利帳無償提供者の募集を実施するので、次のとおり公告する。

令和8年11月27日

飯塚市長　　武　井　政　一

1　提案

飯塚市くらしの便利帳無償提供者募集

2　募集内容

別紙「飯塚市くらしの便利帳無償提供者募集要項」のとおり

3　担当課

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市　市民協働部　市民活動支援課

飯塚市くらしの便利帳無償提供者募集要項

1　概要

市民生活を送る上で必要な情報の提供を目的とし、各種手続きをはじめとする行政情報や観光・歴史等の地域情報を掲載した冊子「飯塚市くらしの便利帳」（以下「便利帳」という）を飯塚市（以下「市」という）と民間事業者が共同で発行するため、広告入り便利帳の無償提供者を募集する。

2　便利帳規格（下記の他、別添「広告掲載仕様書」（以下「仕様書」という）を参照のこと。）

(1) 作製予定部数　　A4 判　タテ　フルカラー　　61,000 部

(2) 広告の内容と掲載位置等

①広告の内容：「飯塚市広告掲載要綱」及び「飯塚市広告掲載基準」による。

②広告掲載の位置：表紙裏、裏表紙、裏表紙裏、及び巻中とする。

3　無償提供の期間

納品の日から 2 年間

4　応募資格

(1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 国、地方公共団体からの指名停止期間中でないこと。

(4) 租税を完納していること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する団体または団体に属している者でないこと。

(6) 事業を適正かつ確実に実施することができる事業規模を有し、経営状況及び財務状況が良好であり、自ら広告主の募集を行うことができる者であること。

(7) 市民向け情報誌等（自らが企画・編集するものに限る。）について、地方公共団体と共同で発行した実績を有していること。

5　提出書類

(1) 物品等寄附申込書

(2) 会社概要等（広告業務実績を含む）

(3) 便利帳見本または原稿案（応募者が他自治体で作製したもの、企画・提案書、等）

(4) 市区町村民税納税証明書（直近）

(5) 誓約書

※提出された書類等は、返却しない。

6　募集期間、応募方法等

(1)　募集期間　　令和 8 年 11 月 27 日（金）から 12 月 11 日（金）16 時 00 分まで（必着）

(2)　応募方法　　郵送又は持参による。

7　申込み及び問合せ先

〒820－8501　飯塚市新立岩5番5号
飯塚市　市民協働部　市民活動支援課
電話　0948－96－8259（直通）　/　FAX 0948－22－5526
E-mail：shiminkatsudou@city.iizuka.lg.jp

8　決定方法等

(1) 提出書類に基づき、広告業務実績及び広告内容等を総合的に評価し提供者（1社）を決定する。
なお、審査の経緯は公表しない。

(2) 寄附決定者には、物品等寄附決定通知書により通知する。

(3) 決定事業者として選定された者は、市と共同発行事業に係る協定書を締結するものとする。

9　注意事項

作製上における遵守事項及び問題発生時の対応等については、「飯塚市広告入り物品等の寄附に関する要領」を参照のこと。